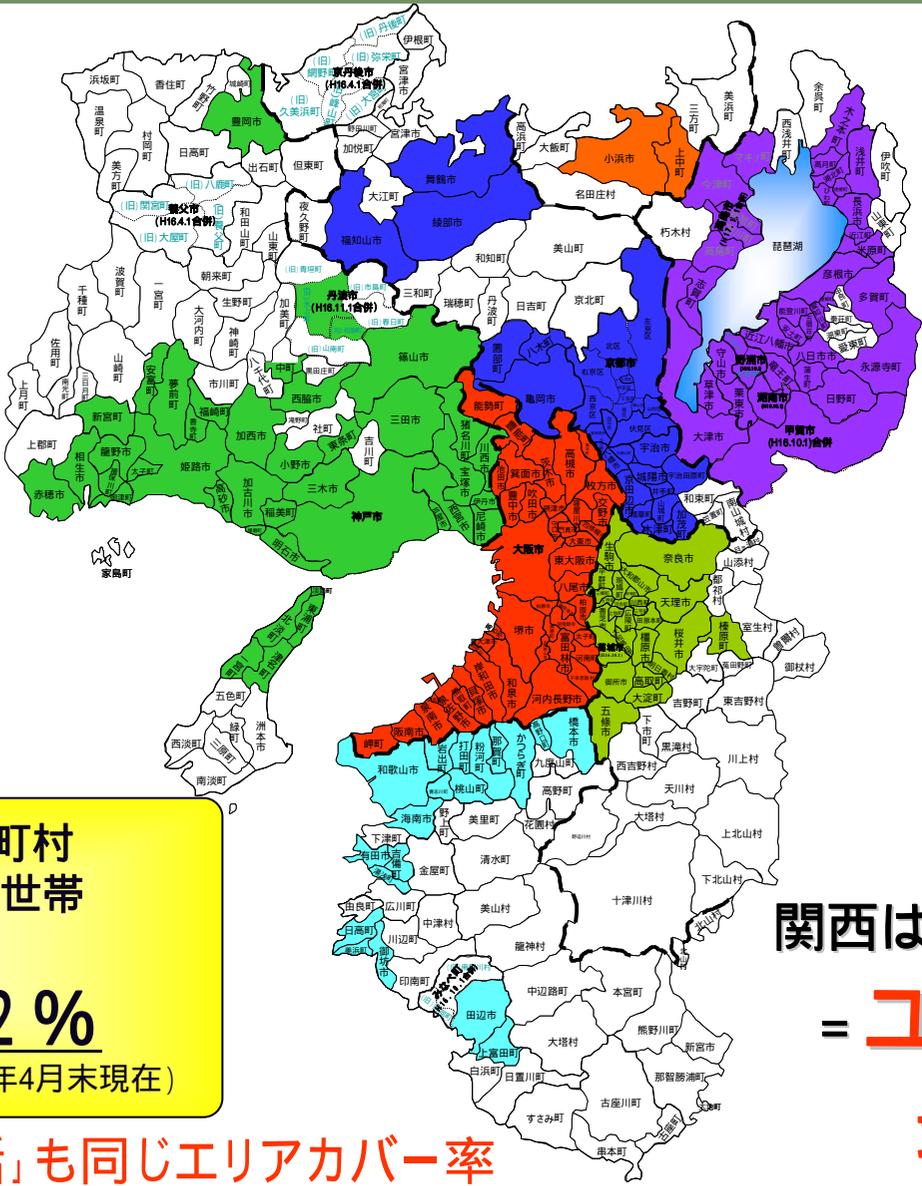


固定電話の競争評価で留意いただきたい事項

平成18年3月22日

株式会社ケイ・オプティコム

ケイ・オプティコム の FTTH サービス「e o 光ネット」の サービスエリア ¹



- ・市町村数 176市町村
- ・総世帯数 722万世帯
- ・世帯カバー率

近畿2府4県の92%
(平成17年4月末現在)

関西は、全国屈指のFTTH先進地域
**= ユビキタス社会に
 最も近い地域**

= 「e o 光電話」も同じエリアカバー率

ケイ・オプティコムのものでの取り組み

H14年4月 E-PONを利用した100MFTTHサービス(戸建向け) - - - - - 日本初
(e光ネット 100Mコース)

H15年11月 役務提供によるCATVサービス(戸建・集合向け) - - - - - 日本初
(e光テレビ)

H16年8月 FTTHを利用した0～ABJ-IP電話サービス(戸建・集合向け) - - - 日本初
(e光電話)

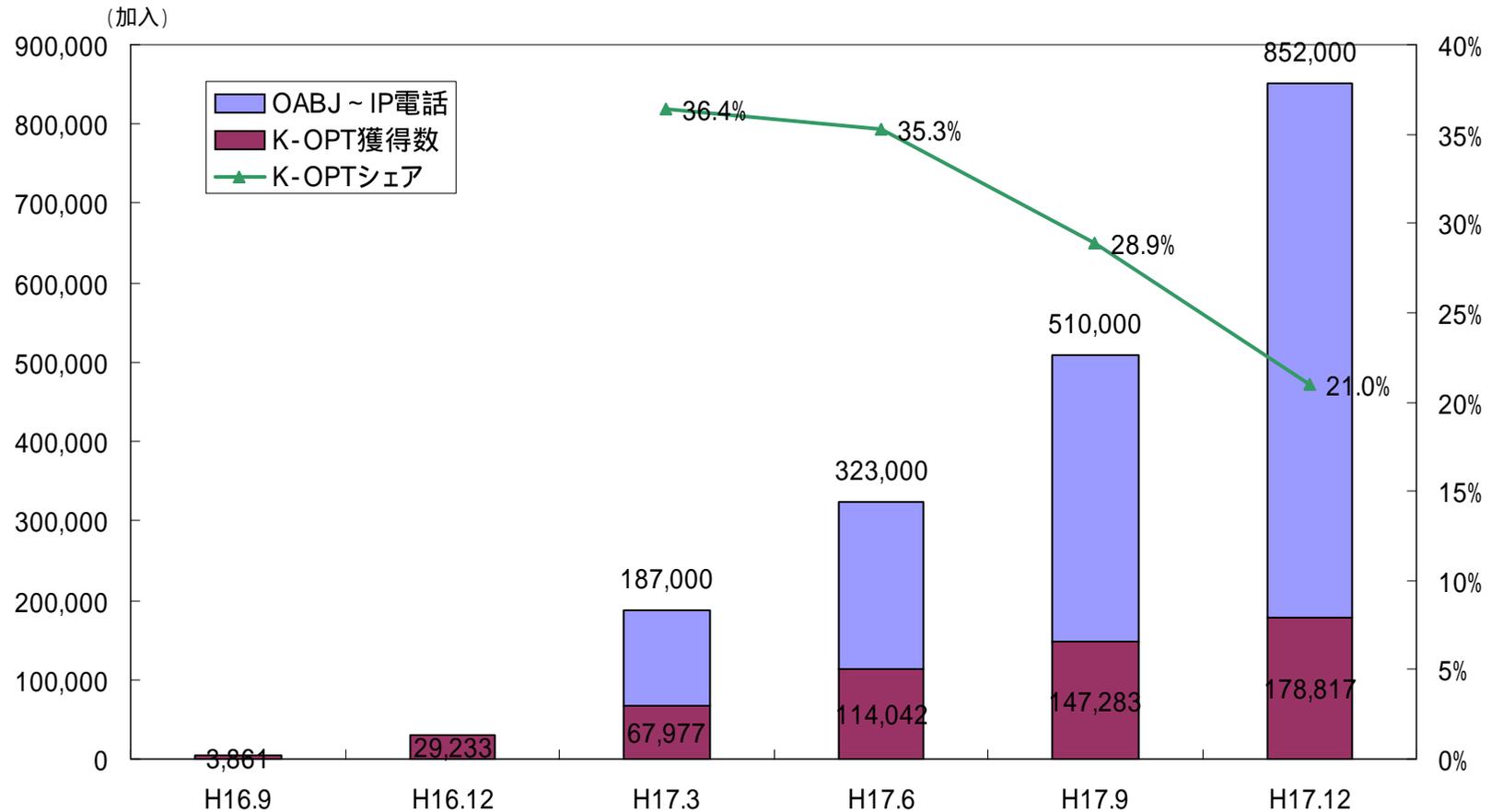
**FTTHによる本格的なトリプルプレーサービスを、
日本で初めて完成(戸建向け、集合住宅向け)**

H17年7月 GE-PONを利用した1G FTTHサービス(戸建向け) - - - - - 日本初
(e光ネット 1Gコース、100Mプレミアムコース)

「e o光電話」の加入者シェア

「e o光電話」は、弊社が提供するFTTHを基盤としたIP電話(0～ABJ)。エリアカバー率としては関西でサービスを提供している事業者の中でトップ。

H17.9時点、e o光電話は全国でトップシェアであった。しかし、加入者シェアは急ピッチで減少。



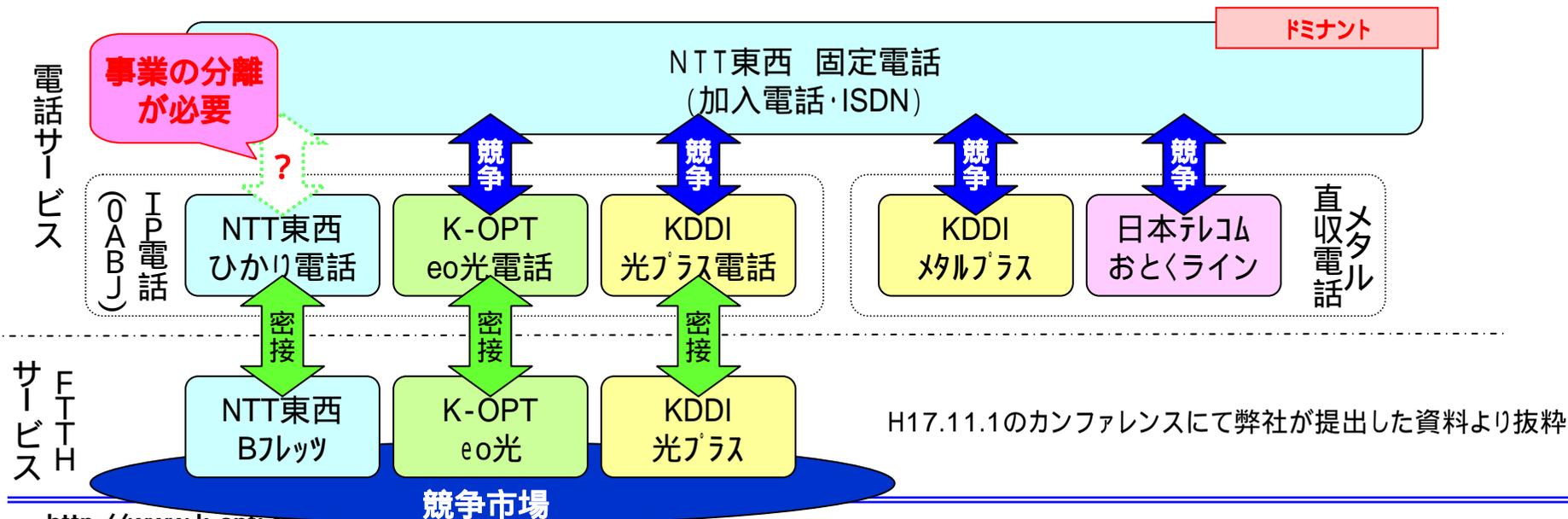
固定電話の競争評価で留意すべき点

NTT加入電話とIP電話(0～ABJ)は代替関係にあり、互いに競争関係。また、IP電話(0～ABJ)はFTTHサービスを基盤としたサービスであり、双方密接。

しかし、競争市場であるFTTHサービス市場(それと密接な0～ABJのIP電話サービス)に、NTT東西の電話市場における独占的支配力が作用しているのならば、公正な競争環境は崩れる。

そのため、固定電話の競争評価に際しては、以下の点も踏まえ、「現状、公正な競争環境にあるのか」分析すべきと考える。

NTTは、活用業務にあたる「IP電話」、「FTTHサービス」において、「東西NTTの業務拡大に係る公正競争のガイドライン」が遵守されているか。(公正競争の必要条件を満たしているのか)市場の分析対象には、地理的分析だけではなく、事業者単位(グループ単位)もあわせて実施



NTT東西の活用業務認可に当っては、「NTT法」に従い、「東西NTTの業務拡大に係る公正競争のガイドライン」(平成13年12月総務省)に挙げられた7条件を遵守することが条件。

しかしながら、現時点においても、遵守されているのか疑念のある事例が散見される。

「ガイドライン」が遵守されていない場合は、公正競争の必要条件を満たしていないことになる。

公正競争を確保するための7条件

- (1) ネットワークのオープン化 …… ゲートウェイの開放等
- (2) ネットワーク情報の開示 …… ハード・ソフトのインターフェイスの開示等
- (3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 …… OSS(オペレーション・サポート・システム)の開放等
- (4) 営業面でのファイアウォール …… 独占的業務において獲得した顧客情報の流用防止。
バンドルサービスの禁止等
- (5) 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等) …… 独占的な既存業務との間の会計分離等
- (6) 関連事業者の公平な取扱い …… コンテンツ事業者、ISP等との提供条件の公表等
- (7) 実施状況の報告 …… (1)～(6)の実施状況、収支状況の総務大臣への報告、公表

⇒ p.8 ~ p.11 参照

固定電話市場の分析対象について

地理的分析については、都道府県ごと、および電力系事業者の業務区域ごとで実施されるが、それだけでなく、事業者単位、さらには、NTTグループを一体とした評価を行っていただきたい。

NTTグループは、これまでグループ内で、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の相互交流を実施してきたこと、また、今後グループの連携を強化し、次世代ネットワークを構築するなど、さらなるグループ一体経営を指向している。

このことが公正競争を確保する阻害要因となりうるのか、NTTグループ一体として扱い、評価すべき。

区分	K - OPTグループ (K - OPTの1社)	NTTグループ (NTT西、NTT東、NTTコム、NTTドコモ)	
府県	K - OPT(府県別)	NTT西(府県別)	↑ 分析対象
電力系事業者 業務区域	K - OPT(関西)	NTT西(関西)	
固定電話を提供する 事業者	K - OPT	NTT西	↓ 分析対象 の拡大
固定電話を提供する グループ	K - OPT	NTT西 + NTT東 + NTT-C	
電話(固定・携帯) を提供するグループ	K - OPT	NTT西 + NTT東 + NTT - C + ドコモ	

市場評価に当たっては、NTT東西の有する固定電話事業の独占的な市場支配力が公正競争確保を阻害しているかを検証することが重要。そのため以下の2点も含めて考慮いただきたい。

(1) 活用業務に関して

活用業務実施に当たっては「東西NTTの業務拡大に係る公正競争のガイドライン」を厳正に遵守しているか、評価すべき。

(2) 固定電話市場の分析対象について

地理的分析にとどまらず、事業者毎の分析も行うべき。特にNTTは、NTTグループとして、一体で扱い分析すべき。

ガイドラインが規定する「営業面のファイアーウォール」の条件が守られているか、との点で疑念。
例えば、固定電話顧客に対して、「Bフレッツ」や「ひかり電話」を勧誘する案内文書が送付されている事例あり。

「営業面でのファイアーウォール」に関して

公正競争を確保するための7条件

1. ネットワークのオープン化
2. ネットワーク情報の開示
3. 必要不可欠な情報へのアクセスの
同等性確保
4. **営業面でのファイアーウォール**
独占的業務において獲得した顧客情報を、
相当な理由があるときを除き、当該情報の
本来の収集目的以外の目的に流用される
ことを防止
5. 会計の分離等
6. 関連事業者の公平な取扱い
7. 実施状況等の報告

ごあいさつ

お客さま各位

拝啓 平素はNTT西日本の電話サービスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

NTT西日本では、お客さまのご利用エリアにおきまして、新しい電話サービス「ひかり電話」と
超高速光ブロードバンドサービス「フレッツ・光プレミアム」の提供を開始いたしました。

「ひかり電話」は光ファイバーを利用し、月額利用料がお得で、全国一律の通話料でご利用いただける
光IP電話サービスです。

また、「フレッツ・光プレミアム」は多彩な機能、お得な料金でご利用になれる光ファイバーインターネットサービスです。
詳しくは同封のご案内をご覧ください、ぜひこの機会にご検討の程、よろしくお願いいたします。

今後ともNTT西日本の電話サービスをご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

西日本電信電話株式会社
大阪支店

H18.2.22「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会
(第4回)」にて弊社が提出した資料より抜粋

(参考) 活用業務に関して ~会計の分離~

「管理部門」と「利用部門」の会計分離は制度的に存在。(第1種指定電気通信設備会計規則)

しかしながら、ガイドラインに規定する独占的な既存業務(いわゆる固定電話事業)と他の業務との会計分離については、制度的には存在しない。

本条件の主旨である「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止」のルールが機能しているのか、疑念。NTTのFTTH事業への、既存の固定電話収入の流入は、公正競争上問題。
(次ページ参照)

東西NTTの実質的支配権の及ぶ子会社(ネオメイトやマーケティングアクト等)についても、会計の分離を厳正に遵守させるべき。

「会計の分離」に関して

公正競争を確保するための7条件

1. ネットワークのオープン化
2. ネットワーク情報の開示
3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
4. 営業面でのファイアウォール
5. 会計の分離等
独占的な既存業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離することが必要
6. 関連事業者の公平な取扱い
7. 実施状況等の報告

第1種指定電気通信設備会計規則によれば

第5条 資産並びに費用及び収益を、第1種指定設備**管理部門**と第1種指定設備**利用部門**とに適正に区分

管理部門
(いわゆる技術部門)

利用部門
(いわゆる営業部門)

分離

しかし、それぞれの部門内で、独占的な既存業務(固定電話事業)との間で内部相互補助が防止されているか見えない。
更に、子会社への取引状況も含め、分離されているか全く見えない。

H18.2.22「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会(第4回)」にて弊社が提出した資料より抜粋

Copyright © 2006 K-Opticom Corporation. All Rights Reserved.

(参考 の補足) 会計分離に関して ~ H17年度NTT西日本の投資計画 ~

なお、NTT西日本は、音声伝送用途(固定電話事業)と称して、アクセス系の光ファイバー敷設を実施しているように見受けられる。アクセス系光ファイバーは主にBフレッツ用と推測される。

ガイドラインによれば、独占的な既存業務(いわゆる固定電話事業)とその他の業務は内部相互補助が無いように、会計を分離するよう規定。本当に分離されているのか。

(単位:億円)

項目	H17	H16	増減額	備考
サービスの拡充・改善	3,670	3,720	▲ 50	
(再)音声伝送	<u>2,370</u>	2,620	▲ 250	
(再)データ伝送	440	290	150	
(再)専用	850	790	60	
(再)電報	10	20	▲ 10	
研究施設	30	30	0	
共通施設等	100	150	▲ 50	
合計	<u>3,800</u>	3,900	▲ 100	

全体3,800億円の投資の中でアクセス系光化投資で約1,600億円音声伝送投資2,370億円を考慮すると、音声伝送投資として、相当程度アクセス系光ファイバーを敷設していると考えられる。
 アクセス系光は主にBフレッツ用と推測される。
今年発動が予定されるユニバーサル基金が、光化投資に活用されるのであれば問題。

(再)アクセス網光化投資	<u>約1,600</u>	約1,500	約100	
--------------	---------------	--------	------	--

NTT西日本発表「平成17年度事業計画の概要」より抜粋

H18.2.22「IP化の進展に対応した競争ルールの内実に関する懇談会(第4回)」にて弊社が提出した資料より抜粋

公表はされているものの、それを確実に遵守していることを証明するものがない。

平成 16 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

4. 営業面でのファイアーウォール

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 16 年度においても継続して実施しております。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料 12)

i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、本業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。(添付資料 13)

添付資料一覧

	「情報の適正利用に関する規程」概要	※
12	社員向けパンフレット「他事業者情報管理の徹底に向けて」	※
	社員向けパンフレット「お客様情報の適正な保護をめざして」	※
13	費用（収益）項目別一覧	※

※ 資料 12、13、14、16 については、経営情報等を含むため公表を差し控えさせていただきます。

ガイドラインが確実に遵守されているのか、我々の目からは見えない。

⇒ **ガイドラインの法制化、モニタリングする仕組みが必要ではないか。**

⇒ **IP化時代の新たな競争ルールについても、遵守の仕組みが必要では。**

出所：NTT西日本公表「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等の実施状況等の内容（平成 16 年度）」より抜粋
<http://www.ntt-west.co.jp/info/katsuyo/pdf/04/04.pdf>

H18.2.22「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会（第4回）」にて弊社が提出した資料より抜粋